

議題1 第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の策定について

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の策定についての説明に入る前に、初めて本懇話会の委員に就任されている方もいらっしゃいますので、現在、本市が人権推進の拠り所としております、「第2次の総合推進指針」に概要と懇話会の概要を説明いたします。お渡ししています、薄い青緑色の「第2次の総合推進指針」をご覧ください。

(1) 1ページに 人権啓発の取組について P1

国際連合（国連）を中心に、人権関係の条約や宣言が作られ、人権尊重の気運が高まりを見せるなか、人権に関する諸制度の整備や施策の推進が図られてきました。

国：平成9（1997）年7月

国：平成12（2000）年12月

「人権教育のための国連10年」に関する「国内行動計画」の策定

→

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定

※この法律により、国、地方公共団体には、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有することが明文化された。

芦屋市：平成14（2002）年5月

芦屋市：平成23（2011）年4月

「芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」（H14～H22）9年間

→

「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」（H23～H27）5年間

※芦屋市では、平成21年に「人権についての市民意識調査」を実施し、人権啓発推進懇話会のご意見を伺いながら、市長を会長とする市の幹部職員で構成する本部会議で第2次の総合推進指針を策定しました。

(2) 「第2次総合推進指針」の構成について

第1章 総合推進指針の策定（改訂）にあたって（基本的な考え方） P1

（人権をめぐる国際社会・日本・芦屋市の取組） P2～P5

第2章 人権と人権教育・人権啓発に関する基本理念

（基本理念 P6、人権教育・人権啓発の定義 P7）

第3章 主な人権問題の現状と課題

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 女性の人権 | <u>P8～P9</u> |
| ② 子どもの人権 | <u>P10～P11</u> |
| ③ 高齢者の人権 | <u>P12～P13</u> |
| ④ 障がいのある人の人権 | <u>P14～P15</u> |
| ⑤ 同和問題 | <u>P16～P17</u> |
| ⑥ 外国人の人権 | <u>P18～P19</u> |
| ⑦ HIV感染者の人権 | <u>P20</u> |
| ⑧ インターネットによる人権侵害 | <u>P20</u> |
| ⑨ その他の人権問題 | <u>P21</u> |

第4章 あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進	<u>P22～P23</u>
第5章 市職員等への啓発	<u>P24～P25</u>
第6章 本指針の総合的・効果的な推進	<u>P26～P27</u>
指針の計画期間：平成23（2011）年度～平成27（2015）年度（5年間）	<u>P27</u>

※「第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」の策定について議題1をご覧ください。ご多忙のところ恐れ入りますが、本市の人権推進の羅針盤ともいえる総合指針を策定するために、お渡ししている、スケジュール表のように、平成27年度は6～7月、10月、翌年の1月に懇話会を開催し、委員の皆様の意見をちょうだいしたいと考えております。

2 次に「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」について説明いたします。指針の38ページをご覧ください。

(1) 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会設置要綱

○設置目的 第1条 芦屋市における人権教育及び人権啓発の推進について、幅広く市民及び知識経験者の意見を求めるため、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会を設置する。

○所掌事務 第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- ① 人権教育及び人権啓発に係る基本的な方針並びに計画の策定に関すること。
- ② その他人権教育及び人権啓発の推進に関すること。

※総合推進指針に基づく施策の一体的・総合的な推進を図るため、懇話会でいただいたご意見は、事業の所管課と協議し反映を図ってまいります。

また、懇話会は、幅広く意見を求めるため設けていますので、人権啓発について、日頃から感じておられることを発言いただければと思います。

○組織 第3条 懇話会の委員は、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから市長が任命した委員をもって組織する。

2 委員の人数は、9名以内とする。（現在、8名委嘱。委員名簿、別添）

○任期 第4条 委員の任期は2年間とする。H26年12月1日～28年11月30日

2 委員は、再任されることができる。

(2) 懇話会委員 報償費

- ① 会長 9,000円/回（所得税控除後の金額を、ご指定の口座に振り込みます）
- ② 各委員 8,100円/回（（所得税控除後の金額を、ご指定の口座に振り込みます）

…委員報償の他、別途、実費弁償として交通費をお支払いします。

(3) 懇話会 会議及び会議録の公開

芦屋市情報公開条例第19条の規定により、懇話会の会議は、原則、公開となっていますので、懇話会での発言内容、発言者の氏名等を市のホームページで公開しています。